

## 議員提出第1号議案

### 足立区中小企業者等賃上げ応援助成金条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び足立区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和8年2月19日

#### 提出者

足立区議会議員	小	林	と	も	よ
同	ぬ	か	が	和	子
同	は	た	の	昭	彦
同	山	中	ち	え	子
同	横	田	ゆ	う	
同	西	の	原	ゆ	ま
同	土	屋	の	り	こ
同	高	橋	ま	ゆ	み

足立区議会議長 ただ太郎 様

#### (提案理由)

区内中小企業者等に対して中小企業者等賃上げ応援助成金を支給することにより、物価高騰を上回る賃上げ及び人材確保の推進を図るため、この条例案を提出する。

## 足立区中小企業者等賃上げ応援助成金条例

### (目的)

第1条 この条例は、区内中小企業者等に対して、中小企業者等賃上げ応援助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、物価高騰を上回る賃上げ及び安定的な人材確保の推進を図り、もって地域経済の好循環及び活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は常時雇用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人等（法人税法（昭和43年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等をいう。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人を除く。）又は協同組合等（法人税法第2条第7号に規定する協同組合等をいう。）をいう。

2 この条例において「賃上げ」とは、中小企業者等が雇用する労働者の基本給単価を引き上げることをいう。

3 この条例において「基本給単価」とは、中小企業者等が雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であつて、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

4 この条例において「従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）であるものをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」と

いう。) は、前条第1項に定めるもののほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 区税、都税及び国税を滞納していないこと。
- (2) 区内に主たる事業所かつ本店登記を有しており、継続して1年以上事業を営んでいること。
- (3) 国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関から賃上げを目的とする助成金の交付を受けておらず、かつ、受ける見込みがないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っていないこと。
- (5) 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項から第10項までに定める営業を行っていないこと。
- (7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくは日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。

(助成要件)

第4条 助成金の支給は、助成対象者が、助成金の交付を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）に次の各号に掲げる要件を満たした場合に行うものとする。

- (1) 1時間当たり70円以上の賃上げを行っていること。
- (2) 1時間当たりの賃金の額が、最低賃金（最低賃金法（昭和3

4年法律第137号)の規定による最低賃金をいう。)の額に70円を加えた額以上であること。

(3) 前2号の要件を満たす1時間当たりの賃金の額を1年間継続する見込みがあること。

2 前項各号に掲げる賃金の算定方法その他必要な事項は、規則で定める。

(助成金の支給額等)

第5条 助成金の支給額は、前条に規定する賃上げを行った従業員一人につき6万円とする。ただし、助成対象者当たりの支給額の上限は、100万円とする。

2 助成金の交付は、助成対象者につき、1年度当たり1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成対象者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、区長に申請するものとする。

(交付決定及び却下)

第7条 区長は、前条の規定による申請書を受けたときは、予算の範囲内において、その内容を審査し、助成金を交付することが必要かつ適当と認めたときは、規則で定めるところにより、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による審査により、助成金を交付することが不適当と認めたときは、規則で定めるところにより、申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第8条 助成金の交付決定を受けた中小企業者等(以下「交付決定者」という。)は、申請を取り下げようとするときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を区長に申請しなければならない。

(申請内容の変更等)

第9条 交付決定者は、申請内容の一部について変更が生じるとき又はそれが見込まれるときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請の内容が、既に交付決定している額を上回るものである場合には、変更を認めないこととする。

3 区長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、規則で定めるところにより、交付決定者に変更の可否について通知するものとする。

(助成金の支給)

第10条 区長は、交付決定者に対し、規則で定めるところにより、助成金を支給する。

2 区長は、前項に定める助成金の支給を迅速かつ適切に行わなければならない。

(報告)

第11条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、交付決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

(2) 助成金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規定に違反したとき。

(返還)

第13条 区長は、前条の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。